

令和5年6月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	4月4日 ()	二葉小学校加圧給水ポンプ取替工事	令和5年8月31日	株式会社平設備	3,575,000	二葉小学校において、上水道用の加圧給水ポンプの制御盤から発煙し、操作不能となった。応急措置として水道引込管とポンプ二次側を仮接続しているが、給水圧力が不足し、トイレが流れなくなる等、学校運営に支障が生じていることから、早急に当該ポンプを取り替える必要がある。 指定事業者は、給排水衛生工事の専門業者であり、また、所在地が工事場所に近接しており、本区において施工実績を数多く有していることから、最も迅速かつ確実な対応が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	公共施設マネジメント推進課
2	6月7日	二葉小学校屋内運動場棟解体工事その他に伴う工事監理業務委託	令和6年3月22日	A I S 総合設計株式会社 東京事務所	8,503,000	指定事業者は「特定建築等設計業務に関する設計業者選定要領」に基づくプロポーザルにより選定された「二葉小学校増築に伴う基本設計その他業務委託」（以下「基本設計」という。）の受託者である。 本業務は、基本設計の成果に基づき、工事契約に要する実施設計図書を作成するものであり、これまでの業務委託で培った知見や指定事業者の技術力を継続活用することが求められることから、本業務を限られた期間内に確実かつ効率的に進めることができるのは、基本設計の受託者である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
3	6月8日	公共施設（建物）長期修繕計画に基づく包括設計業務委託（令和5年度～令和6年度分）	令和7年3月14日	株式会社山下テクノス	82,683,700	本業務を行うに当たり「特定建築等設計業務に関する設計業者選定要領」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和3年3月29日付け2墨企公第72号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
4	6月8日	すみだトリフォニーホール高圧コンデンサ等取替工事	令和5年9月15日	株式会社日本電力サービス	4,247,100	本施設は、アルカタワーズの特別高圧変電室から電力供給を受けており、本工事を施行するには施設の全停電が必要となるため、短時間で施行しなければならない。指定事業者は、アルカタワーズの受電設備の総合点検を行っており、当該設備を熟知しているため、本工事を短時間で確実に施行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
5	6月23日	庁舎リニューアルプランに基づく空調設備改修（その2）に伴う設計業務委託	令和6年3月29日	株式会社久米設計	38,500,000	本業務は、庁舎内の一部の空調設備の改修設計であり、既存空調設備と整合性を持った設計を行う必要がある。 指定事業者は、庁舎新築時の空調設備設計を行うとともに、地階2階から5階及び15階から上階の空調設備等の改修設計を受託しており、他社にはないデータと知見を有している。本業務は、それらの結果を踏まえた設計をする必要があるため、本業務を履行することができるのは、既存設備の状況を熟知した指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務課

緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものの。